

# 平成26年度電気用品安全法の規制対象品試買テスト結果の概要

平成27年12月  
経済産業省  
製品安全課

## 1. はじめに

電気用品安全法(昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。)は、製造又は輸入の事業を行う者(以下、「届出事業者」という。)が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク<sup>1</sup>を表示して販売することができます。

規制当局として、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場で流通している電気用品を無作為に購入し、「試買テスト」を行っています。



試買テストにおいて検出された基準に適合しない事案については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導するとともに、その内容を公表しています。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

## 2. 試買テストの調査項目

- ①法第8条に基づく技術基準への適合状況の確認  
試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。
  
- ②法第10条に基づく表示の妥当性の確認  
PSE表示の妥当性を確認する。

---

<sup>1</sup>PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 

### 3. 試買テストの結果

#### (1) 試買テストの対象

平成26年度の試買テストは、合計102品目、307機種に対して行いました。試買テストの対象は、次の3分類としました。

- ① 規制品目457品目を5年間で一巡するよう選定する「通常品目」
- ② 近年の事故事例等を踏まえて選定する「特記品目」
- ③ 省エネ機器に係る電気用品

#### 平成26年度試買テストの内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数	報告書
① 通常品目	ランプレセプタクル、合成樹脂製電線管、電磁界開閉器、ライティングダクト等	30品目	60機種	別添1
② 通常品目	電気温水器、電気ポンプ、電気天火、電気令水機、電気サンダー、インターホン等	39品目	100機種	別添2
③ 通常品目	電気ストーブ、電気掃除機、電気かみそり、電気乾燥機、その他の音響機器等	20品目	66機種	別添3
④ 特記品目	直流電源装置、電気トースター、空気清浄機等	4品目	32機種	
⑤ 省エネ機器	電気がま、電気冷蔵庫、テレビジョン受信機、電子レンジ等	7品目	35機種	別添4
⑥ 省エネ機器(照明)	エル・イー・ディー・ランプ、その他の放電器具	2品目	14機種	別添5
合計		102品目	307機種	

(参考) 別紙にて、事業者毎の試買テスト結果の概要を一覧にしています。また、報告書の詳細は、以下のリンク先で参照できます。

別添1：平成26年度事故情報の評価・分析及び事故防止モニタリング（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（業務用電気用品（配線器材））  
[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h26/H26denan\\_shibai\\_a.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h26/H26denan_shibai_a.pdf)

別添2：平成26年度事故情報の評価・分析及び事故防止モニタリング（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（業務用電気用品（配線器材以外））  
[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h26/H26denan\\_shibai\\_b.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h26/H26denan_shibai_b.pdf)

別添3：平成26年度事故情報の評価・分析及び事故防止モニタリング（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（家庭用電気用品））  
[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h26/H26denan\\_shibai\\_c.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h26/H26denan_shibai_c.pdf)

別添4：省エネ機器に係る特定製品安全性等調査  
[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h26/H26denan\\_shibai\\_d.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h26/H26denan_shibai_d.pdf)

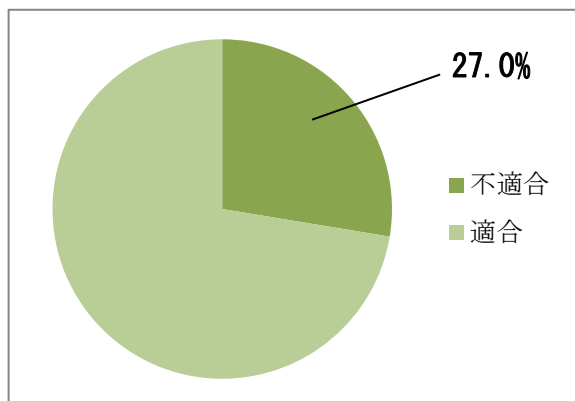
別添5：電気用品安全法に係る省エネルギー機器特定製品安全性等調査（照明機器等）  
[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h26/H26denan\\_shibai\\_e.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h26/H26denan_shibai_e.pdf)

## (2) 試買テスト結果の概要

307機種中、技術基準については、83機種(27.0%)、PSE表示基準については、13機種(4.2%)が適合しないことがそれぞれ確認されました。

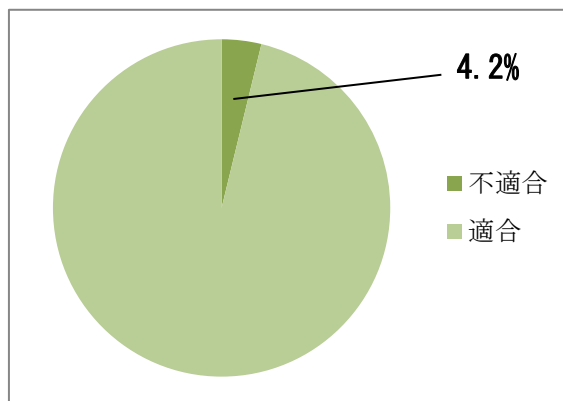
[技術基準に適合しない事案の割合]

307機種中83機種が不適合



[PSE表示基準に適合しない事案の割合]

307機種中13機種が不適合



### 基準に適合しないことが確認された内容の内訳

選定	品目数	技術基準	PSE表示基準
① 通常品目	30品目	3機種(5.0%)	—
② 通常品目	39品目	32機種(32.0%)	5機種(7.7%)
③ 通常品目	20品目	19機種(28.8%)	4機種(6.1%)
④ 特記品目	4品目	13機種(40.6%)	4機種(12.5%)
⑤ 省エネ	7品目	15機種(42.9%)	—
⑥ 省エネ(照明)	2品目	1機種(7.1%)	—
合計	102品目	83機種(27.0%)	13機種(4.2%)

## (3) 技術基準に適合しない内容

技術基準に適合しないことが確認された83機種について、合計190件の技術基準に適合しない事案が確認されました。その項目別内訳を下表に示します。

最も多いものは、「表示」で、技術基準で要求される表示の内容に問題があったものです。次に多かったものは「空間距離」についてのもので、充電相互間または充電部とアースするおそれのある非充電金属部との絶縁距離について問題があったものです。詳細については、別添1から別添5の報告書中、「3.3技術基準

不適合項目と不適合数」を参照してください。

なお、確認されたすべての技術基準に適合しない事案について確認した結果、直ちに消費者に危害を及ぼすものではありませんでした。

技術基準に適合しない事案の項目別の内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示	39	20.5%
空間距離	26	13.7%
アース機構	23	12.1%
取扱説明書等	16	8.4%
雑音の強さ	13	6.8%
消費電力等の許容差	10	5.3%
平常温度上昇	8	4.2%
形状・組立・操作	8	4.2%
その他	47	24.8%
合計	190	100%

#### (4) PSE表示に適合しない内容

PSE表示に適合しないことが確認された13機種について、合計17件の表示に適合しない事案が確認されました。その項目別内訳を下表に示します。

表示不適合項目（3種類）の全ては、施行規則で要求される表示の内容に問題があったものです。最も多いものは、特定電気用品及び特定電気用品以外の電気用品に「届出事業者の名称の表示」のないものです。次に多かったものは「PSEの表示」のないものです。詳細については、別添2及び別添3の報告書中、「3.7施行規則不適合電気用品の概要」を参照してください。

表示に適合しない事案の項目別の内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
PSEマーク	6	35.3%
届出事業者名	10	58.8%
法第9条第2項に規定する証明書の 交付を受けた検査機関の名称	1	5.9%
合計	17	100%

#### 4. 基準に適合しない事案が確認されたものに対する対応

今回の試買検査で確認された不適合事案については、管轄する経済産業局が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております（是正措置、再発防止対策を確認の上、注意文書を発出することとしています）。

安全性確保の観点から、今後継続して販売する当該電気用品については外部検査機関による適合性検査（特定電気用品の場合）又は依頼検査の受験指導を行い、技術基準適合するように改善指導を行っております。再発防止のための是正策が適切に行われているか、法令遵守状況についてフォローアップも行うこととしています。

以上

平成26年度試買テスト 事業者一覧

<別添1>

	事業者名	電気用品名	ブランド	製造・輸入の別	技術基準不適合箇所の内訳	過年5年間の掲載状況(年度)				
						25	24	23	22	21
1	藤原英雄	蛍光灯用スターターソケット	東西電気	製造	表示において、表示すべき事項である「機器用である旨」の表示が本体になかった。					
2	青山電陶株	防水ソケット	オーム電機	輸入	構造試験において、散水試験後、受け金に水の付着があった。					
3	古河樹脂加工株	合成樹脂製可換管	古河電工	製造	合成樹脂製電線管の耐燃性試験において、規定の炎を表面に鉛直に対して45±2°の角度で試料に当てたとき、試料は着火し、炎が目視でき、かつ、試験開始20秒に炎を止した後30秒以上燃焼し続けた。			○		

<別添2>

1	株クロシオインターナショナル	家庭用温熱治療器	—	輸入	構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。 【その他1件】			○		
2	ファミリー・サービス・エイコー株	家庭用温熱治療器	—	製造	耐熱性試験において、機器用インレットの充電部保持部にボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が5.0mmであった。					
3	リョービ株	電気ポンプ	—	輸入	構造試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:100V50Hz)でポンプモーターに内蔵された過負荷保護装置が動作した。 【その他1件】				○	○
4	株ナカトミ	電気ポンプ	—	輸入	構造試験において、126.2℃になる巻線の表面に使用温度の上限值が75℃の耐熱塩化ビニル被覆の口出し線が触れていた。 【その他3件】	○	○	○		
5	株カイテック	その他の採暖用電熱器具	貝沼産業	製造	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力25Wに対して、測定値が30.2W(偏差値: +20.8%)であった。					
6	泉電熱株	投込み湯沸器	—	製造	絶縁性能試験において、器体を清水中に3分間浸した後の絶縁抵抗が0MΩであった。					
7	株雪国の春	電熱マット	—	輸入	構造試験において、電源入力コネクタ及び電源出力コネクタに適切な表示がなく、誤接続のおそれがあった。 【その他2件】					
8	株北海道ゴム工業所	電熱マット	—	製造	表示において、表示すべき事項である定格電圧、定格消費電力、屋外用の旨の表示がなかった。					
9	フカダック株	電気乾燥器	—	輸入	構造試験において、本体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。 【その他1件】	○				
10	コーナン商事株	電気乾燥器	—	輸入	本体の表示に有害な水の浸入に対する度合いの表示(IP番号)がなかった。 【その他1件】					
11	トーリ・ハン株	電気乾燥器	—	輸入	構造試験において、電源基板上の印刷配線間の空間距離が次のとおりであった。 イ. AC100V充電部相互間:2.3mm ロ. AC100V充電部—整流後回路間:0.8mm ハ. AC100V充電部—整流後回路間:1.5mm ニ. 電流ヒューズの開路時異極回路間:1.3mm ホ. AC100V充電部—整流後回路間:1.5mm 【その他1件】					
12	株ベルソス	電気製氷機	—	輸入	電源接続及び外部可とうコードにおいて、接地線が緑と黄色とで配色した被覆でなかった。 【その他1件】	○				
13	SIS株	電気製氷機	—	輸入	構造試験において、電源基板上の印刷配線間の空間距離が次のとおりであった。 イ. 開路時に異極充電部相互間となる電流ヒューズの印刷配線間が2.2mmであった。 ロ. 開路時に異極充電部相互間となる電磁リレーの印刷配線間が1.2mmであった。 【その他2件】	○	○	○	○	
14	ロボテック大阪株	電気捕虫機	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 イ. AC100V充電部相互間:1.3mm ロ. AC100V充電部—整流後回路間:1.1mm 【その他4件】					
15	ウイキャン株	電気捕虫機	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が1.0mmであった。 【その他3件】					
16	コア株	紙幣計数機	—	製造	充電部へのアクセスにおいて、紙詰まり等の解除のために開放する背面扉を開け、開口部から試験指を挿入したとき、危険電圧から機能絶縁で絶縁された抵抗表面に接触した。					
17	協南精機株	自動販売機	—	製造	構造試験において、プリント基板(印刷配線)の100V異極充電部相互間(電流ヒューズF1)の空間距離が2.1mmであった。 【その他3件】					
18	株ビューティガレージ	理髪いす	—	輸入	材料試験において、アース端子(外部)の材料が鉄製であった。 【その他7件】					
19	アマノ武蔵電機株	電気床磨き機	—	製造	構造試験において、器具間電線(本体とスイッチBOX側との接続用電線)を機体(本体側)の内側に向かって、器具間電線の機体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、内部端子の接続部に張力が加わった。				○	
20	株高儀	電気スクードライバー	—	輸入	構造試験において、回転方向切替スイッチ部の100V異極充電部相互間の空間距離が次のとおりであった。 イ. スイッチ底面の端子間:2.0mm ロ. スイッチの金属ケースを介した端子間:1.7mm(0.8mm+0.9mm) 【その他4件】	○			○	○
21	株ナカトミ	電気スクードライバー	—	輸入	材料試験において、外郭(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(温度99.0℃)を行ったところ、へこんだ穴の直径が3.1mmであった。 【その他3件】	○	○	○		
22	ポップリベット・ファスナー株	電気スクードライバー	ブラックアンドデッカー	輸入	電源接続及び外部可とうコードにおいて、コードの折り曲げ試験を行った結果、各導体の断線率が100%であった。					○
23	株プロスタッフ	電気ポリッシャー	—	輸入	表示において、表示すべき製造業者の住所又は原産国が表示されていなかった。 【その他2件】			○		
24	株ワールドツール	電気ポリッシャー	—	輸入	構造試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:100V、50/60Hz)で過負荷保護装置が動作した。 【その他2件】					

25	株式会社	電気 ポリッシャー	—	輸入	表示において、表示すべき製造業者の住所又は原産国が表示されていなかった。 【その他3件】					
26	株式会社	電気金切り 盤	—	輸入	電圧変動試験において、90Vでの運転中に著しい発煙が生じ、運転が継続できなかった。 【その他1件】			○		○
27	株式会社	電気金切り 盤	—	輸入	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526. 5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が71. 4/71. 4dB(測定周波数526. 5/526. 5kHz、電源周波数50/60Hz)であった。				○	○
28	株式会社	電気金切り 盤	—	輸入	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526. 5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が73. 4/73. 4dB(測定周波数526. 5/526. 5kHz、電源周波数50/60Hz)であった。	○				○
29	株式会社	エレクトロニック クフラッシュ	—	製造	構造試験において、アース用口出し線(プラグから出ている形状: 緑色)にアース用である旨の表示がなかった。					
30	株式会社	エレクトロニック クフラッシュ	—	製造	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数526. 5kHz以上5MHz以下の範囲で測定した最大値が60. 4dB(測定周波数 0. 5265MHz)であった。			○		
31	株式会社	電子式 金銭登録機	—	輸入	表示において、プラグ接続機器であるにもかかわらず、取扱説明書に「機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセスできないように」旨の表示がなかった。					
32	無届事業者	消磁器	東洋磁気工業	製造	材料試験において、消磁用巻線を保持する絶縁物(巻棒)を温度上昇値(91. 5K)に40℃を加えた131. 5℃の恒温槽に入れ、直径が5mmの鋼球を用いて20Nの静荷重を1時間加えた後に測定したへこんだ穴の直径が4. 0mmであった。 【その他7件】					

<別添3>

1	株式会社	電気ストーブ	—	輸入	構造試験において、ヒーター保護部に黒色の塗装が施されていた。					
2	株式会社	電気ストーブ	—	輸入	電源基板板上にある交換可能な電流ヒューズFUSEの定格が1Aであるにもかかわらず、定格銘板に表示されている定格表示が1. 25Aであり電流ヒューズの定格と相違していた。	○		○	○	○
3	株式会社	電気ストーブ	—	輸入	構造試験において、器体本体及び取扱説明書に「使用初期段階において、揮発性有機化合物等が放散するおそれがあるため、その際には十分換気を行う旨」の表示がなかった。	○				
4	株式会社	電気ストーブ	—	輸入	取扱説明書において、「ヒーターをコンセントのすぐ下に配置してはならない」旨の記述がなかった。 【その他2件】					
5	株式会社	電気鉛筆 削機	ソニック	輸入	表示において、次の表示がなかった。 イ. クラスⅡのシンボル ロ. モデル名又は型式 ハ. 定格電流(Wのみ) 【その他2件】					
6	株式会社	電気かみそり	—	輸入	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526. 5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が62. 8/62. 3dB(測定周波数526. 5kHz、電源周波数50/60Hz、充電時)であった。	○	○	○	○	
7	株式会社	電気掃除機	—	輸入	取扱説明書において、電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記述が無かった。			○		
8	株式会社	電気掃除機	—	輸入	構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの定格電流が6. 3Aであるにもかかわらず、本体表面の銘板に表示されている定格電流が15Aであった。					
9	株式会社	電気洗濯機	—	輸入	平常温度上昇試験において、別表第8(48)ハ(ロ)に掲げる試験条件において機器を運転したとき、電動機内部の塩化ビニル被覆配線が温度129. 0℃(60Hz)の電動機の固定子巻線に接触していた。 【その他7件】	○				
10	株式会社	電気洗濯機	—	輸入	通常の使用状態(負荷容量; 600g、水量; 10L、定格時間; 連続)において、運転開始から約90分で電装部品が溶融して壊れた。 この時、電動機周辺の樹脂材料が溶融して、回転軸に溶着した。また、タイムスイッチが溶融してパネが破損した。 タイムスイッチはパネが破損したため、正常な作動ができない状態になった。 【その他3件】	○				
11	株式会社	電気洗濯機	TECO	輸入	表示において、水の浸入に対する保護等級に応じたIPコードの表示がなかった。	○	○			
12	株式会社	電気洗濯機	DAEWOO	輸入	充電部への接近に対する保護において、洗濯槽の隙間からモータ用コンデンサの金属ケース及び内部配線にテストフィンガーが触れた。 【その他2件】				○	
13	株式会社	電動式吸入器	—	輸入	温度上昇において、106V50Hzによる連続運転で、ポンプモータ巻線(A種絶縁相当: ポンピ材にポリアミド樹脂を使用)の温度上昇値が118. 2K(周囲温度24. 5℃)であった。 ただし、巻線の耐熱クラスがF種以上のものにあつたは、この限りでない。				○	
14	株式会社	浴槽用 電気温水 循環浄水器	リビングテクノロジー	製造	構造試験において、本体外郭のアース表示部にアース端子が取り付けられていないため、アース線の取付ができないものであった。 【その他1件】					
15	株式会社	その他の 音響機器	—	輸入	表示において、機器にクラスⅡ記号を示す表示がなかった。 【その他2件】					
16	株式会社	その他の 音響機器	—	輸入	空間距離及び浴面距離において、トランスの一次巻線と二次巻線との間の空間距離及び浴面距離が0mm(巻線が接触)であった。 【その他1件】					
17	株式会社	その他の 音響機器	—	輸入	構造試験において、溶断時に異極となる電流ヒューズの100V充電部相互間の空間距離が2. 2mmであった。 【その他3件】					
18	株式会社	家庭用 電位治療器	西川リビング	製造	非金属部製の部分の耐着火性及び耐延焼性において、人の注意の届く機器に使用されている出力プラグの外郭について、IEC60695-2-11のグローワイヤ試験を750℃で行ったところ、炎が30秒を超えて消滅せず、かつ、指定の敷物の包装用ティッシュが着火した。					
19	不明	延長コード セットの付属 のアダプター	—	—	構造試験において、外部アース端子にアースの旨の表示がなかった。 【その他3件】					
20	株式会社	その他の 放電器具	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(半田付け部相互間及び印刷配線印刷配線と半田付け部間)の異極充電部相互間(200V)の空間距離が最小1. 8mmであった。 【その他5件】					
21	株式会社	直流電源 装置	ロングフィズ	輸入	取扱説明書において、次の主旨を含む記載がなかった。 イ. 充電できるバッテリーの形式、セル数及び公称容量を明細に記載する。 ロ. 非再充電形バッテリーを再充電しないように警告する。 ハ. 自動バッテリーチャージャーに対しては、自動機能及びその機能の限界のすべてを明記する。 【その他3件】					

22	サナーエレクトロニクス(株)	直流電源装置	—	輸入	表示において、電源の種類を示す交流記号の表示がなかった。					
23	ジェントス(株)	直流電源装置	—	輸入	温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125℃、1h)を行った結果、へこんだ穴の直径が4.80mmであった。					
24	(株)オーム電機	直流電源装置	—	輸入	温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125℃、1h)を行った結果、へこんだ穴の直径が4.1mmであった	○		○	○	○
25	(株)高儀	直流電源装置	ELECTRIC Jr	輸入	表示において、銘板等に次の表示がなかった。 ・定格入力または定格電流 【その他2件】	○			○	○
26	イケア・ジャパン(株)	直流電源装置	イケア	輸入	消費電力の許容差試験において、表示の定格容量11VAに対して、測定値が15.8/16.3VA(100V、電源周波数50/60Hz、偏差: +43.6/+48.2%)、16.7/17.3VA(120V、電源周波数50/60Hz、偏差: +51.8/+57.3%)であった。				○	
27	不明	直流電源装置	ロゼンスター	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(240V)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 イ. 交流-交流: 1.0mm ロ. 交流-直流: 1.0mm 【その他1件】					
28	(株)ヒーローグリーン	直流電源装置	—	輸入	温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125℃、1h)を行った結果、へこんだ穴の直径が4.5mmであった。 【その他1件】					
29	ツインバード工業(株)	電気トースター	—	輸入	構造試験において、電源OFF時の回路の両切りSWの各接点間(充電部 - アースするおそれのある露出ヒーター線)の空間距離(その他の箇所)が1.2mm及び1.8mmであった。					
30	テスコム電機(株)	電気トースター	—	輸入	構造試験において、温度ヒューズの定格動作温度の表示が銘板又は取付け部の近傍に表示がない。					
31	(株)ヒルトップ	空気清浄機	HOOVER	輸入	妨害波試験(妨害波の端子電圧)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、周波数が0.15~30MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が59.1/59.4dB(測定周波数833/833kHz)であった。					
32	フェローズジャパン(株)	空気清浄機	—	輸入	電源接続及び外部可換コードにおいて、電源コードにシースなしのものを使用していた。					

<別添4>

1	ジャスト(株)	電気がま	無印良品	輸入	構造試験において、ヒータ端子とヒータ外郭金属間の空間距離が1.3mmであった。 【その他1件】					
2	(株)ミュージーコーポレーション	電気がま	山善	輸入	表示において、水に対する注意表示がなかった。					○
3	ハイアールジャパンセールス(株)	電気がま	—	輸入	構造試験において、ヒータ端子とヒータ外郭金属間の空間距離が1.3mmであった。					
4	東部大宇電子ジャパン(株)	電気冷凍庫	—	輸入	取扱説明書において、機器の廃棄(リサイクル)に関する記載がなかった。 【その他5件】			○		
5	エレクトロラックス・ジャパン(株)	電気冷凍庫	—	輸入	機器の表示において、定格電流(A)に加えて定格入力(W)が表示されていた。 【その他2件】				○	
6	吉井電気(株)	電気冷凍庫	Abitelax	輸入	構造試験において、器体外部2箇所にあるアース用端子のうち1箇所のアース用端子に、アース用端子ネジが取り付けられていなかった。	○	○			
7	ビー・アイ・エス(株)	家庭用 つり下げ型 蛍光灯器具	東芝ライテック	製造	構造試験において、引きひもの先端に150Nの引張荷重を加えたとき、引きひも取付け部の金具が変形し外れた。その際に、変形した同金具が引きひも側に残った。					
8	日立多賀テクノロジー(株)	その他の 放電灯器具	HITACHI	製造	構造試験において、708Vの尖頭電圧が生じる高圧発生回路を有しているにもかかわらず、その近傍又は外郭の見やすい箇所に高圧のため注意を要する旨の表示がなかった。					
9	アグレッド(株)	その他の 放電灯器具	Lucky Lighting	製造	構造試験において、プリント基板(印刷配線)上の異極充電部相互間(AC100V)の回路に接続されたコンデンサ(C8)と抵抗器(F1)間の空間距離は、最小1.41mmであった。					
10	電気鉄工(株)	その他の 放電灯器具	yamada	製造	構造試験において、充電部(リモコン受光回路)と試験指間の空間距離が0.95mm(対地電圧100V)であった。					
11	海信日本(株)	テレビジョン 受信機	ハイセンス	輸入	部品の表示において、電源コードの機器用コネクタは、IEC60320-1のスタンダードシートに適合する形状であるが、コネクタの表示が「7A 125V」になっており、IEC60320-1のスタンダードシートの定格(2.5A 250V)に合致しなかった。					
12	COBY MANUFACTURING COMPANY LIMITED	テレビジョン 受信機	—	輸入	取扱説明書において、主電源から分離するデバイスに関する記載がなかった。 【その他1件】					
13	(株)REAL LIFE JAPAN	テレビジョン 受信機	シェルター トレーディング	輸入	機器の表示において、交流記号「~」がなかった。 【その他2件】					
14	(株)フィフティ	電子レンジ	Purnity	輸入	構造試験において、電源回路のラインフィルター巻線間のボビンに半田が付着しており、組立てが良好ではなかった。 【その他3件】					
15	ツインバード工業(株)	電子レンジ	—	輸入	構造試験において、器体外部のアース線がハトメ金具により器体に固定されていた。 【その他1件】					

<別添5>

1	サナーエレクトロニクス(株)	その他の 放電灯器具	—	輸入	構造試験において、手で容易に取り外すことができる安定器のカバーを取り外したとき、内部スイッチング電源の充電部(電子部品)に試験指が触れた。					
---	----------------	---------------	---	----	---	--	--	--	--	--